長野短期大学

学　　則

第１章　総則

（目的）

第1条　　本学は、教育基本法･学校教育法に則り、広い教養と専門的学芸を教授研究し、豊かな人間性と専門的技能を修得させ､個性の伸長をはかり､国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。

2　食物栄養学科は、豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。

3　幼児教育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育士並びに幼稚園教諭の育成を主たる目的とする。

（名称）

第2条　　本学は、長野短期大学と称する。

（所在）

第3条　　本学は、長野県長野市三輪 9 丁目 11 番 29 号に設置する。

（学科、定員）

第4条　　本学に次の学科を置き、定員を次の如く定める。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50 人	100 人
幼児教育学科	35 人	70 人
合計	85 人	170 人

（修業年限、在学期）

第5条　　本学の修業年限は 2 ヶ年とする。ただし、在学期間は、4 ヶ年を超えることはできない。

第２章　学年、学期、休業日

（学年、授業日数）

第6条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2　1 年間の授業日数は 35 週にわたり 210 日を原則とする。

（学期）

第 7 条　学年を、食物栄養学科は 2 学期、幼児教育学科は 4 学期に分け、毎学期の授業数および開始日、終了日は、別に定める。

（休業日）

第8条　休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 1 月 28 日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業
(6) 冬季休業
2 前項第 4 号、5 号および 6 号の期間については、年度の初めに学長が定める。
3 必要がある場合、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更することができる。
4 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第３章　教育課程および履修方法

（授業科目、履修単位数）
第 9 条　本学の教育課程は、食物栄養学科は教養に関する教育科目と専門に関する教育科目、幼児教育学科は基本教育科目・専門教育科目とし、授業科目と履修単位数は、食物栄養学科は別表Ⅰ、幼児教育学科は別表Ⅱのとおりとする。
（在学年数、単位修得数、資格取得、授業方法、単位の計算基準、受講登録）
第 10 条　学生は 2 年以上在学し、食物栄養学科は教養に関する教育科目と専門に関する教育科目の必修科目・選択科目をあわせて 62 単位以上、幼児教育学科は基本教育科目・専門教育科目の必修科目・選択科目をあわせて 64 単位以上修得しなければならない。
ただし教養に関する教育科目、基本教育科目は学科ごとに定める数以上を修得しなければならない。
2 各授業科目の単位数は、単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して，次の基準により計算するものとする。 (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
3 卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数の上限は別に定める。
4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。
5 栄養士の資格を得ようとする者は、前条に定められた別表Ⅰの教養・専門に関する教育科目の中から、栄養士法および栄養士法施行規則に規定された栄養士免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
6 保育士の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱの基本教育科目・専門教育科目の中から、児童福祉法施行規則に規定された保育士免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
7 幼稚園教諭二種の資格を得ようとするものは、前条に定められた別表Ⅱの基本教育科目・専門教育科目の中から、教育職員免許法施行規則に規定された幼稚園教諭二種免許取得のために必要な科目および単位数を修得しなければならない。
8 学生は学年のはじめにあたって、その年度に履修しようとする科目および単位数を教務学生課を経て学長に届けなければならない。
（単位修得の認定、成績の評価）
第 11 条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
2 前項の試験の成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。

3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかった者には、追試験を行うことができる。

4 前 2 項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の 3 分の 2 以上を出席していなければならない。

（卒業の認定、学位の授与）

第 12 条 本学を卒業するには、学生は 2 年以上在学し、第 9 条および第 11 条第 1 項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第４章　入学、退学、転学、休学、除籍

（入学者）

第 13 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学が行う入学者選抜試験に合格し、かつ学長が許可した者でなければならない。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

（入学の時期）

第 14 条　入学時期は学年のはじめとする。

（入学出願の手続き）

第 15 条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料 30,000 円を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類については別に定める。

（入学志願者の選考）

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続き）

第 16 条　入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書、卒業証明書、住民票、および所定の入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

（退学、転学）

第 17 条　退学または転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（休学、復学）

第 18 条　病気その他止むを得ない事情によって 2 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を

得て休学することができる。
2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第19条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
(1) 第5条に定める在学年限を超えた者
(2) 第18条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
(3) 授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者
(4) 長期間にわたり行方不明の者

（転入学）

第20条　本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。
2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第5章　職員組織、教授会

（教職員組織）

第21条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。
2 前項の職員のほかに必要に応じて副学長を置くことができる。

（教授会）

第22条　本学には、学校教育法第93条第1項の規定に基づき教授会を置く。

（教授会組織）

第23条　教授会は学長、副学長、教授および准教授をもって組織する。
2 学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

（教授会審議事項）

第24条　教授会は次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学および聴講生に関すること
(2) 学生の課程修了および卒業認定に関すること
(3) 学位の授与に関すること
(4) 教育課程の編成およびその履修に関すること
(5) 学生の厚生補導に関すること
(6) 学生の懲戒に関すること
(7) 学則その他重要な規程の制定および改廃に関すること
(8) 教員の選考および昇任に関すること
2 前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3　第 1 項第 8 号の審議を行う場合の教授会の構成は、第 23 条の規定にかかわらず、学長、副学長および教授とする。

第 25 条　教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　授業料およびその他の納付金

（入学検定料）

第 26 条　入学検定料は入学願書に添えて納めるものとする。

（入学金）

第 27 条　入学金は、入学手続きの際納めるものとする。

（授業料、その他の納付金）

第 28 条　授業料およびその他の納付金の納入方法は前期（4 月）、後期（10 月）の年 2 回に分納する。ただし、在籍中は出席の有無にかかわらず納めるものとする。

第 29 条　授業料およびその他の納付金の額は別表Ⅲに定めるとおりとする。

（退学、休学等の場合の授業料およびその他の納付金）

第 30 条　学期の中途で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料およびその他の納付金は徴収し、返還しない。

2　休学・停学期間中の授業料およびその他の納付金は別に定める（別表Ⅳ）。

第７章　賞罰

（表彰）

第 31 条　学長は性行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

（懲戒）

第 32 条　本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は訓戒、停学および退学とする。

2　前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

3　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第８章　公開講座および留学生・科目等履修生

（公開講座）

第 33 条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

（留学生、科目等履修生）

第 34 条　外国籍を有する者が本学に入学を志願するときは、選考の上留学生として入学を許可することができる。

また、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

第９章　雑則

（厚生、防火管理等）

第 35 条　厚生管理および防火管理に関しては学長の定めるところによるものとする。

第 36 条　この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し、必要な事項は学長が定めるものとする。

附 則

１．この学則は昭和 42 年４月１日より施行する。
２．この学則は昭和 49 年４月１日より施行する。
３．この学則は昭和 51 年４月１日より施行する。
４．この学則は昭和 53 年４月１日より施行する。
５．この学則は昭和 54 年４月１日より施行する。
６．この学則は昭和 55 年４月１日より施行する。
７．この学則は昭和 56 年４月１日より施行する。
８．この学則は昭和 57 年４月１日より施行する。
９．この学則は昭和 58 年４月１日より施行する。
10．この学則は昭和 59 年４月１日より施行する。
11．この学則は昭和 60 年４月１日より施行する。
12．この学則は昭和 61 年４月１日より施行する。
13．この学則は昭和 62 年４月１日より施行する。
14．この学則は昭和 63 年４月１日より施行する。
15．この学則は平成元年４月１日より施行する。
16．この学則は平成２年４月１日より施行する。
17．この学則は平成３年４月１日より施行する。
18．この学則は平成４年４月１日より施行する。
19．この学則は平成５年４月１日より施行する。
20．この学則は平成６年４月１日より施行する。
21．この学則は平成７年４月１日より施行する。
22．この学則は平成８年４月１日より施行する。
23．この学則は平成９年４月１日より施行する。
24．この学則は平成 10 年４月１日より施行し、第３章教育課程および履修方法、第６章授業料その他の納付金は、平成 10 年度入学生より適用する。

25. この学則は平成 11 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 11 年度入学生より適用する。
26. この学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 12 年度入学生より適用する。
27. この学則は平成 13 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 13 年度入学生より適用する。
28. この学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 14 年度入学生より適用する。
29. この学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 15 年度入学生より適用する。
30. この学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 16 年度入学生より適用する。
31. この学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 17 年度入学生より適用する。
32. この学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 18 年度入学生より適用する。
    但し、第４条の規定にかかわらず平成１７年度の入学定員は生活科学科 150 名である。
33. この学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 19 年度入学生より適用する。
34. この学則は平成 20 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 20 年度入学生より適用する。
35. この学則は平成 21 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 21 年度入学生より適用する。
36. この学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 22 年度入学生より適用する。
    但し、第４条の規定にかかわらず平成２１年度の入学定員は生活科学科 125 名である。
37. この学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 23 年度入学生より適用する。
    なお、平成 23 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	175 人
食物栄養専攻	45 人	90 人
生活福祉専攻	30 人	60 人
児童福祉専攻	0 人	25 人

38. この学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 24 年度入学生より適用する。
39. この学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 25 年度入学生より適用する。

40. この学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 26 年度入学生より適用する。
41. この学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 27 年度入学生より適用する。
42. この学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法、第 6 章授業料その他の納付金は、平成 28 年度入学生より適用する。
43. この学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 29 年度入学生より適用する。
44. この学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 30 年度入学生より適用する。

なお、平成 30 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	75 人	150 人
食物栄養専攻	55 人	100 人
生活福祉専攻	20 人	50 人

45. この学則は平成 31 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、平成 31 年度入学生より適用する。
46. この学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 2 年度入学生より適用する。
47. この学則は令和 3 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 3 年度入学生より適用する。

なお、令和 3 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生活科学科	55 人	130 人
食物栄養専攻	55 人	110 人
生活福祉専攻	0 人	20 人

48. この学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行し、第 3 章教育課程および履修方法は、令和 4 年度入学生より適用する。
49. この学則は令和 5 年 4 月 1 日より改定施行する。（生活科学科の学科名称の変更に係る学則変更）
50. この学則は令和 6 年 4 月 1 日より改定施行する。（幼児教育学科設置に係る学則変更）
51. この学則は令和 6 年 4 月 1 日より改定施行する。（収容定員の変更に係る学則変更）

なお、令和 6 年度の学生定員については、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50 人	105 人
幼児教育学科	50 人	50 人

52. この学則は令和 6 年 4 月 1 日より改定し行為する。（短期大学名称の変更に係る学則変更）

53. この学則は令和7年4月1日より改定し行為する。(その他の学則変更。認証評価関連事項)

54. この学則は令和8年4月1日より改定施行する。(収容定員の変更及びその他の学則変更)

なお、令和8年度の学生定員については、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
食物栄養学科	50人	100人
幼児教育学科	35人	85人

55. この学則は令和9年4月1日より改定施行する。

別表Ⅰ

食物栄養学科教育課程表（2026年度生）

科目	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修法	週当授業時間 1年 前期	週当授業時間 1年 後期	週当授業時間 2年 前期	週当授業時間 2年 後期
教養に関する教育科目	生活と音楽	1		演習	2			
	生活文化論	1		演習	2			
	暮らしと法律		2	講義	2			
	人間生活論		2	講義			2	
	基礎英語	●2		講義	2			
	スポーツと健康Ⅰ	●1		実技	2			
	スポーツと健康Ⅱ		●1	実技		2		
	情報処理演習Ⅰ	1		演習	2			
	情報処理演習Ⅱ	1		演習		2		
	環境と健康（統計学を含む）		2	講義				2
	計	7	7		12	4	2	2
	公衆衛生学		●2	講義			2	
	社会福祉概論	●2		講義		2		
	解剖生理学Ⅰ		●2	講義	2			
	解剖生理学Ⅱ		●2	講義		2		
	解剖生理学実習		●1	実習		3		
	運動生理学（スポーツ栄養学を含む）		●2	講義			2	
	生化学		●2	講義				2
	生化学実験		●1	実験				3
	食品学総論	●2		講義	2			
	食品学実験	●1		実験	3			
	食品学各論Ⅰ（食品加工学を含む）		●2	講義	2			
	食品衛生学		●2	講義			2	
	食品衛生学実験		●1	実験			3	
	栄養学総論	●2		講義	2			
	栄養学実験・実習		●1	実習		3		

科目	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修法	週当授業時間 1年 前期	週当授業時間 1年 後期	週当授業時間 2年 前期	週当授業時間 2年 後期
専門に関する教育科目	臨床栄養学総論		●2	講義		2		
	栄養学各論		●2	講義			2	
	栄養学各論実習		●1	実習			3	
	臨床栄養学各論		●2	講義			2	
	臨床栄養学実習		●1	実習				3
	栄養指導論実習Ⅰ		●1	実習	3			
	栄養指導論Ⅰ		●2	講義		2		
	栄養指導論Ⅱ		●2	講義			2	
	栄養指導論実習Ⅱ		●1	実習				3
	公衆栄養学		●2	講義				2
	調理学実習Ⅰ	●1		実習	3			
	調理学実習Ⅱ		●1	実習		3		
	調理学	●2		講義		2		
	給食管理		●2	講義		2		
	給食管理実習Ⅰ		●1	実習			3	
	給食管理実習Ⅱ		●1	実習			○	
	給食管理実習Ⅲ		●1	実習				3
	食品学各論Ⅱ		2	講義				2
	食品の消費と流通		2	講義				2
	フードスペシャリスト論		2	講義				2
	フードコーディネート論		2	講義				2
	健康管理概論		2	講義				2
	栄養英語		2	講義		2		
	食生活論	2		講義		2		
	総合演習		●2	演習			2	2
	計	12	54		17	25	23	28
合計		18	62	—	29	29	25	30

教　育　課　程　（2026　）

（幼児教育学科）　　別表Ⅱ

科目区分		授業科目	配当年次	単位数			授業形態			幼(2種)・保の免許、資格を取得する場合		備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	幼2種	保育士	
基本教育科目		情報処理演習Ⅰ	1①②	1				○		○	○	
		情報処理演習Ⅱ	1③④	1				○		○	○	
		日本語表現Ⅰ（文章）	1①	1				○			○	
		日本語表現Ⅱ（口頭）	1②	1				○			○	
		英語表現Ⅰ（基礎）	1①	1				○		○	○	
		英語表現Ⅱ（応用）	1②	1				○		○	○	
		保育・教職キャリア	1④	1			○					
		育児と介護	2②④		1		○					
		地域と文化	2②④		1		○					
		経済と政策	2②④		1		○					
		自然と環境	2②④		1		○					
		健康と運動Ⅰ	1②		1			○			○	
		健康と運動Ⅱ	2④		1			○			○	
		日本国憲法	2①		2		○			○		
		小計（14科目）	－	7	8		－			－		
専門教育科目	専門基礎科目	教育原理	1①	2			○			○	○	
		保育原理	1①	2			○				○	
		保育者論	1①	2			○			○	○	
		保育内容総論	1②	1				○		○	○	
		小計（4科目）	－	7	0		－			－		
	専門基幹科目	幼児と健康	1②		1			○		○		
		幼児と人間関係	1②		1			○		○		
		幼児と環境	1②		1			○		○		
		幼児と言葉	1②		1			○		○		
		幼児と表現（音楽表現）	1③		1			○		○		
		幼児と表現（造形表現）	1③		1			○		○		
		教育心理学	1①		2		○			○		
		保育の心理学	1③	2			○				○	
		特別支援教育・保育論Ⅰ	1④	1				○		○	○	
		保育・教育課程論	1③④	2			○			○	○	
		幼児理解	1③		1		○			○	○	
		社会的養護Ⅰ	2①		2		○				○	
		乳児保育Ⅰ	1④		2		○				○	
		小計（13科目）	－	5	13		－			－		
	専門展開科目	保育内容指導法（健康）	1③		1			○		○		
		保育内容指導法（人間関係）	1③		1			○		○		
		保育内容指導法（環境）	1③		1			○		○		
		保育内容指導法（言葉）	1③		1			○		○		
		保育内容指導法（音楽表現）	1④		1			○		○		
		保育内容指導法（造形表現）	1④		1			○		○		
		教育制度論	2①		1		○			○		
		特別支援教育・保育論Ⅱ	2②	1				○			○	
		教育方法論	2②		1		○			○		
		教育相談	1④		2		○			○		
		子ども家庭福祉	1③	2			○				○	

専門教育科目	専門展開科目	社会福祉	1④		2		○				○	
		子ども家庭支援論	2①		2		○				○	
		社会的養護Ⅱ	2②		1			○			○	
		子ども家庭支援の心理学	1④		2		○				○	
		子どもの理解と援助	2②		1			○			○	
		子どもの保健	2①		2		○				○	
		子どもの食と栄養	2①		2			○			○	
		乳児保育Ⅱ	2②		1			○			○	
		子どもの健康と安全	2③		1			○			○	
		子育て支援	2③		1			○			○	
		幼児と運動	2③		1			○				
		幼児と音楽	2③		1			○				
		幼児と造形	2④		1			○				
		幼児と安全	2④		1			○				
		小計（25科目）	－	0	0		－			－		
	専門関連科目	比較教育・保育論Ⅰ	2③		1			○				
		比較教育・保育論Ⅱ	2③		1			○				
		人間関係構築力基礎	2④		1			○				
		小計（3科目）	－	0	3		－			－		
専門教育科目	専門実習科目	教育実習指導	2①～2②		1			○		○		
		教育実習	2②		4				○	○		
		保育実習Ⅰ	1④～2②		4				○		○	
		保育実習Ⅱ	2④		2				○			
		保育実習Ⅲ	2④		2				○			
		保育実習指導Ⅰ	1④～2①		2			○			○	
		保育実習指導Ⅱ	2③		1			○				
		保育実習指導Ⅲ	2③		1			○				
		保育・教職実践演習（幼稚園）	2④	2				○		○	○	
		小計（9科目）	－	2	17		－			－		

学位又は称号	短期大学士（教育学）	学位又は学科の分野	教育学・保育学関係

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
本学に２年以上在籍し、基本教育科目１２単位以上（必修科目８単位及び選択科目４単位以上）、専門教育科目５２単位以上（必修科目１７単位及び選択科目３５単位以上）を修得し、合計６４単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：４２単位（年間））	１学年の学期区分	４期
	１学期の授業期間	7.5週
	１時限の授業時間	９０分

別表Ⅲ

	金 額（円）	備 考
入 学 金	250,000	入学手続時
授 業 料	620,000	年　間
実 験 実 習 費	100,000	年　間
施 設 設 備 費	220,000	年　間

休学・停学期間中の納付金　　別表Ⅳ

	金　額	備　考
在籍料	30,000 円	
授業料	徴収しない	
施設設備費	徴収しない	
実験実習費	徴収しない	